

事 務 連 絡
平 成 3 0 年 9 月 1 3 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中
介護保険主管部（局）

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局老人保健課

病院又は診療所を介護保険施設等へ転用する場合の手續の周知について

病院又は診療所を介護保険施設等へ転用するに当たって必要な手續については、
「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」（平成30年3月27日付け医政
発0327第31号・老発0327第6号厚生労働省医政局長・老健局長連名通知）の3により取
り扱っているところである。

各都道府県においては、転用に伴う廃止の届出その他所要の変更手續について遺漏
なきよう管下の医療機関等に再度周知されたい。